

浜松市はまクル指導者人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はまクル認定クラブの活動において指導を行う者を確保するため設置するはまクル指導者人材バンクについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) はまクル 中学生を主な対象とし、本市が目指す地域クラブ活動をいう。
- (2) はまクル認定クラブ 浜松市地域クラブ認定要綱第5条の規定により認定された団体をいう。
- (3) はまクル指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。） はまクル認定クラブにおいて指導を行う者の情報を管理する登録制度をいう。
- (4) 指導者 はまクル認定クラブにおいて指導を行う者として、人材バンクに登録された者をいう。

(登録要件)

第3条 人材バンクに登録する者は、次に掲げる要件をいずれも満たした者でなければならない。

- (1) 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドラインに則った指導をする者
- (2) 満18歳以上の者で休日の指導が可能な者（高校生を除く。）
- (3) 暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らがこれらの行為を行わないとともに、指導者・運営スタッフ同士のこれらの行為も許さないことを誓約した者
- (4) 以下のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体との関係等を有している者
 - ウ 過去に、暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為を行い、又は性犯罪歴等がある者
 - エ 第10条第1号及び3号の規定により登録を取り消された者
 - オ 前各号に掲げるもののほか、指導者として不適切であると認める者
- (5) 第12条の規定による自らの情報の公開について異議を申し出ない者

(登録の申請)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を確認し、適当と認めるときは、人材バンクへの登録を行うものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を登録申請者に通知するとともに、指導者登録証を交付するものとする。

(登録事項)

第5条 登録申請者は、教育委員会が必要と認める情報を、教育委員会に申請しなければならない。事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 年代
- (5) 住所
- (6) 連絡先
- (7) 種目
- (8) 所属クラブ
- (9) 指導年数
- (10) 経験年数
- (11) 資格等
- (12) 指導可能エリア
- (13) 活動可能日数
- (14) 希望する報酬

(研修)

第6条 指導者は、教育委員会が定める研修を、はまクル認定クラブとしての活動開始時まで受講しなければならない。

(登録証の交付)

第7条 登録申請者は第6条で定める研修を修了し、教育委員会が交付する指導者登録証の受領をもって登録とする。

- 2 第6条で定める研修をはまクル認定クラブとしての活動開始時まで修了していない場合、指導者登録証の交付は行わないものとする。

(登録の有効期間)

第8条 人材バンクの登録の有効期間は、3年間(登録した日の属する年度の翌々年度末(登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末))とする。

(登録事項の変更等)

第9条 指導者は、第5条の登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 第8条の登録期間終了後も引き続き人材バンクへの登録を希望する指導者は、第5条の情報を更新する手続きを行うものとする。

(登録の取り消し)

第10条 教育委員会は、第8条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて全部又は一部の指導の停止を命ずることができる。

- (1) 指導者が第3条に定める要件に反すると認めるとき。
- (2) 指導者から人材バンクの登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 指導者が、偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(守秘義務)

第11条 指導者は、その活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指導者でなくなった後も同様とする。

(指導者情報の公開)

第12条 教育委員会は、指導者情報の公開を希望する者を対象として、第5条に規定する事項のうち、次に掲げるものを公開する。

- (1) 性別
- (2) 年代
- (3) 種目
- (4) 指導年数
- (5) 経験年数
- (6) 資格等
- (7) 指導可能エリア
- (8) 活動可能日数
- (9) 希望する報酬

2 はまクル認定クラブ等から指導者情報が公開されている指導者への照会があった場合、教育委員会が定める方法により、当該はまクル認定クラブと当該指導者とで採用の交渉を行うものとする。

(採用等の届出)

第13条 はまクル認定クラブは、指導者を採用したときは、遅滞なく教育委員会へ届出するものとする。指導者が退任した場合も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの設置について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。